別表六(十七)の表中

| | | |
|---|---|---|
| 基準雇用者数の計算 | 適用年度終了の日における雇用者の数 | |
| | 適用年度開始の日の前日における雇用者の数 | |
| | 同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数 | |
| | 基準雇用者数<br>((1)−(2)) 又は ((1)−((2)−(3)))<br>（マイナスの場合は０） | |
| 基準雇用者割合<br>$\frac{(4)}{(2)}$ 又は $\frac{(4)}{(2)-(3)}$ | | |

を

| | | |
|---|---|---|
| 基準雇用者数の計算 | 適用年度終了の日における雇用者の数 | |
| | 適用年度開始の日の前日における雇用者の数 | |
| | 同上のうち適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者の数 | |
| | 基準雇用者数<br>(1)−((2)−(3))<br>（マイナスの場合は０） | |
| 基準雇用者割合<br>$\frac{(4)}{(2)-(3)}$ | | |

に、

| |
|---|
| 税額控除限<br>(20万円又は40万円)×(4)<br>((8)＜(9)の場合は０) |

度額

を

| |
|---|
| 税額控除限度額<br>40万円×(4)<br>((8)＜(9)の場合は０) |

に、

| |
|---|
| 法人税額超過構成額<br>（別表六(二十三)「20の②」） |

を

| |
|---|
| 法人税額超過構成額<br>（別表六(二十四)「24の②」） |

に、

| |
|---|
| 改定給与等の支給額<br>((17)×(20)) 又は ((19)×(20)) |

を

| |
|---|
| 改定給与等の支給額<br>(19)×(20) |

に改め、同表の記載要領第１号中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12第１項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」を削り、同第11号及び第12号を削り、同第四号中「「基準雇用者割合 $\frac{(4)}{(2)}$ 又は $\frac{(4)}{(2)-(3)}$ (5)」を「「基準雇用者割合 $\frac{(4)}{(2)-(3)}$ (5)」」に改め、同号を同第11号とし、同第五号及び第六号を削り、同第七号を同第12号とし、同第八号を削る。

別表六(十八)の表中

| |
|---|
| 法人税額超過構成額<br>（別表六(二十三)「21の②」） |

を

| |
|---|
| 法人税額超過構成額<br>（別表六(二十四)「25の②」） |

に改める。

別表六(十九)の表中

| | |
|---|---|
| 法人税額超過構成額<br>（別表六(二十三)「23の②」） | |
| 当期分の特別控除額<br>(14)−(15) | |

を

| | |
|---|---|
| 法人税額超過構成額<br>（別表六(二十四)「27の②」） | |
| 当期税額控除額<br>(14)−(15) | |

に、

| |
|---|
| 法人税額超過構成<br>（別表六(二十三)「22の②」） |

額

を

| |
|---|
| 法人税額超過構成額<br>（別表六(二十四)「26の②」） |

に改め、同表の記載要領第四号中「別表六(二十三)又は別表六(二十三)付表」を「別表六(二十四)又は別表六(二十四)付表」に改める。

別表六(二十)の表を次のように改める。